

天理市個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月11日

天理市長 並 河 健

天理市条例第17号

天理市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(天理市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 天理市個人情報保護条例(平成15年12月天理市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第25条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「番号法第19条第8号」を「同条第9号」に改める。

(天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月天理市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

(天理市手数料条例の一部改正)

第3条 天理市手数料条例(平成12年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第34号までを1号ずつ繰り上げ、同表備考第1項中「第26号」を「第25号」に改め、同表備考第2項中「第29号」を「第28号」に改め、同表備考第3項中「第30号及び第31号」を「第29号及び第30号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。